



埼玉県報

第 3087 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 12 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

告示

- 軽油引取税免税証の無効告示（自動車税事務所）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 平成 31 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築安全課）
- 宅地建物取引業者に対する監督処分（建築安全課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（病虫害防除所）

規 則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六号

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年埼玉県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号（第2条関係）

加入等不承認通知書

年 月 日

（加入等申込者）

様

埼玉県知事



年 月 日付けで申込みのあつた埼玉県心身障害者扶養共済制度

への加入については、次の理由により不承認とすることに決定したので
における口数追加

通知します。

（理由）

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第六号の二中「あて先」を「宛先」に、「減 免 事 由」

を「免 除 (減 額) 事 由」に、「の減免」を「の免除(減額)」に改

め、同様式の(注) 1及び2中「減免事由」を「免除(減額)事由」に改める。

様式第六号の三及び様式第六号の四を次のように改める。

掛金減免承認通知書

年 月 日

加入番号

（加入者）

様

埼玉県知事



年 月 日付けで申請のあつた心身障害者扶養共済制度の掛金の
免除（減額）について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 免除又は減額の内容 免除 8割を減額 5割を減額 3割を減額
- 2 掛金免除（減額）期間

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規
則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第6号の4（第3条の2関係）

掛金減免不承認通知書

年 月 日

加入番号

（加入者）

様

埼玉県知事



年 月 日付けで申請のあつた心身障害者扶養共済制度の掛金の
免除（減額）については、次の理由により不承認とすることに決定したので通知
します。

（理由）

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規
則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第十二号を次のように改める。

年金不支給決定通知書

年 月 日

（年金受給権者）
又は年金管理者）

様

埼玉県知事



年 月 日付けで請求のあった埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第7条の規定による年金（加算額）の給付については、次の理由により支給しないことに決定したので通知します。

加入番号		死亡・障害者 (加入者)の氏名	
心身障害者の 氏 名		年金管理者の 氏 名	
理 由			

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第十四号を次のように改める。

年金証書番号	
--------	--

年金支給停止決定通知書

年 月 日

（年金受給権者）
又は年金管理者）

様

埼玉県知事



埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第7条の規定により支給されている年金については、次のとおり支給を停止することに決定したので通知します。

年金支給停止の事由	
年金支給停止の期間	年 月から上記の年金支給停止の事由が消滅した日の属する月の前月まで
備 考	

（注） 年金支給停止の事由が消滅したときは、速やかにその旨を届け出てください。

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第十八号を次のように改める。

加入番号	
------	--

弔慰金不支給決定通知書

年 月 日

（加入者）

様

埼玉県知事



年 月 日付けで請求のあつた埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第13条の規定による弔慰金（加算額）の給付については、次の理由により支給しないことに決定したので通知します。

（理由）

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇―四

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二―一）の一部を次のように改正する。

別表第一ハ警察本部の部に次のように加える。

	五級	所長
--	----	----

附 則

この規則は、平成三十一年三月十四日から施行する。

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一七一―三二

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一―四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一般財団法人さいたま住宅検査センター」を 「一般財団法人救急振
一般財団法人さいた

興財団

に、「一般財団法人地域活性化センター」を 「一般財団法人

ま住宅検査センター」

一般財団法人

地域活性化センター

「一般社団法人

地域総合整備財団」

に、「一般社団法人地方税電子化協議会」を 一般社団法人

埼玉県農業会議

に改める。

埼玉県物産観光協会」

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第二百二号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成三十一年三月十二日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
二〇〇トリッ	03H020218 03H020220	三	船舶	平成三十年九月十二日 平成三十一年二月二十八日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目十五 関東タス株式会社				
免税証を交付した事務所 埼玉県自動車税事務所		亡失年月日 平成三十年十二月七日		

告 示

埼玉県告示第百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェーン草加店

埼玉県草加市柳島町五百八番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

開設される店舗につきましては、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合への加入をご検討いただき、それらの団体が行う活動にご協力ください。また、町会の地域活動への協力要請があった際には併せてご協力ください。

二 縦覧期間

平成三十一年三月十二日から平成三十一年四月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成三十一年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成三十一年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験の期日及び時間

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

平成三十一年七月七日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成三十一年九月十五日（日）

午前十一時から午後四時まで

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

平成三十一年七月二十八日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成三十一年十月十三日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県草加市学園町一番一号

獨協大学

(二) 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目二十六番地

埼玉県県民活動総合センター

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目二十六番地

埼玉県県民活動総合センター

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

イ 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者に限り行うことができる。

なお、過去の受験票又は合否の通知書を貼付すること。

(1) 受験申込受付期間

平成三十一年四月一日(月)から平成三十一年四月十五日(月)まで

(受験申込受付期間内の消印のあるものに限る。)

(2) 受験申込書の宛先

郵便番号一〇二―〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三丁目六番

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

なお、簡易書留郵便によること。

ロ インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成三十一年四月八日(月)から平成三十一年四月十五日(月)まで

(二) 受付時間

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<http://www.jaenic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

ハ 受付場所における受験申込み

(1) 受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所

(一) 配布期間

平成三十一年四月一日(月)から平成三十一年四月二十二日(月)まで

(二) 配布場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階
一般社団法人埼玉建築士会

(2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

(一) 受付期間

平成三十一年四月十八日(木)から平成三十一年四月二十二日(月)まで

(二) 受付時間

午前十時から午後五時まで

(三) 受付場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号
埼玉建産連研修センター

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

平成三十一年六月十二日(水)頃

ロ 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ
(<http://www.jaenic.or.jp/>)において公表する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

平成三十一年八月二十七日(火)(予定)

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

平成三十一年九月十日(火)(予定)

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

平成三十一年十二月五日（木）（予定）

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

告 示

埼玉県告示第二百五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成三十一年三月七日付けで、次のとおり処分した。

平成三十一年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
有限会社 オンクス	田島雅子	埼玉県草加市 栄町三丁目二 番一号	平成三十一年三月十五 日から百三十五日間の業 務の全部停止

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十一年三月十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十一年二月十五日

指令越建セ第三〇〇〇一〇一号

二 検査済証番号

平成三十一年三月八日

越建セ第四九八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千二十二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目十一番二十号 シトラスコート二〇二

吉澤 徹、吉澤 めぐみ

告 示

埼玉県教委告示第十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十一年三月十二日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十一年三月十八日 午前九時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について
- ロ 埼玉県立近代美術館管理規則等の一部を改正する規則について
- ハ 埼玉県いじめ問題調査審議会委員の任免について
- ニ その他

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成三十年十一月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十一年三月十二日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 結 果 の 概 要	違反の有無及 び違反の内容
山崎製パン株式会社 埼玉工場 埼玉第一工場 埼玉県所沢市	同左	食品残渣飼料	30.11	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。